

二六

同 吉 田 福 一

7 鈴木回漕店船舶乗組員協議會

昭和七年二月十八日 給料不拂對策協議會

日 時 同 三月二十二日 同 上

同 三月二十九日 解決報告

解 決 内 容
鈴木光市氏所有船の内一隻を前記六名の従業員が暫定管理し、これによる利益部分を適當に分配することにより給料未拂分の償却決済せば右管理契約を解除すること。

8

ライジングサン石油會社神戸支店所屬船舶乗組員協議會

日 時 昭和七年三十三日 待遇改善對策協議會

同 三月十五日 解決報告

書 (解決内容)

昭和七年三月四日帝國船舶株式會社所屬船日之出丸野田丸なには丸乗組員一同の労働條件に關し日本港灣從業員組合聯盟神戸海友同志會代表と帝國船舶株式會社代表との間に協定すること左の如し

第一項

ノ、海員として勤務年限少くも満五ヶ年以上にして其期間を通じて正常なる勤務となせし者滿五十五歳の退社年齢に達する時には第一項(ハ)の規定に基き退職手當を支給するものとす

ロ、海員及船員にして勤務年限少くも満五ヶ年以上にして其期間を通じて正常なる勤務となせし者自己の過失等に起因せざる疾病にかかり其職に從事するに不適當となり退社する者には第一項(ハ)の規定に基き退職手當を支給するものとす

ハ、退職手當は其勤務年限各一ヶ年に對し月額全給料の三分の二の割合を以て支給するものと規定す

第二項

船員法は從來通り確實に實行するものとす

第三項

撤回

第四項

なには丸船長大副節次は同船の船長として從來通り職務を執る事とし本協定後月額本給六拾四圓也手當參拾圓也合計九拾六圓也を支給するものとす

但昭和七年二月八日の衝突事件に對する海事審判の結果同人に對し懲罰を課せらるるか又は將來職務に於ける過失事故に依り同船に損害を生ぜしめたる場合には同人は直ちに退社する事に同意するものとす

第五項

撤回